

## 会 費 規 則

本会は定款第8条の規定に基づき、入会金及び通常会費を次のように定める。

(不動産鑑定業者の入会金)

第1条 正会員となる不動産鑑定業者の入会金は、不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士数及び資本金又は出資金（以下、「資本金」という。）の額により、次表の区分によるものとする。

区分記号		資 本 金	不動産鑑定士数	入 会 金
業者 1	(1)	1 億円以上	—	100 万円
	(2)	—	8 人以上	80 万円
業者 2		5 千万円以上	6 人以上	30 万円
業者 3		—	4 人以上	20 万円
業者 4		—	3 人以下	7 万 5 千円

2 前項において、不動産鑑定士数区分と資本金区分で異なる区分に該当する場合においては、高位の入会金を適用するものとする。

(不動産鑑定士等の入会金)

第2条 正会員となる不動産鑑定士の入会金は、2万5千円とする。ただし、不動産鑑定士補は1万5千円とする。

2 特別会員になろうとする者は、2万5千円とする。

3 賛助会員になろうとする者は、個人又は団体別に次のとおりとする。

(1) 個人の賛助会員の内、不動産鑑定士試験合格者は、入会金を5千円とする。

(2) 個人の賛助会員の内、本会の目的に賛同し事業活動を支援する会員は、入会金を7万5千円とする。

(3) 法人の賛助会員は、100万円とする。

(4) 不動産鑑定業者の代表者を兼ねる第1項及び第2項に該当する者の入会金は徴収しない。

(5) 団体会員については、当面の間、入会金を徴収しないこととする。

(正会員・不動産鑑定業者の通常会費)

第3条 正会員である不動産鑑定業者の毎月当たりの通常会費は、不動産鑑定業者

に所属する不動産鑑定士数又は資本金の額により、次表のとおり区分する。

区分記号	不動産鑑定士数・資本金（又は出資金）	通常会費
業者 1	8人以上 又は 1億円以上	3万7千800円
業者 2	6人以上 又は 5千万円以上	2万9千400円
業者 3	4人以上	2万1千円
業者 4	3人以下	7千600円

2 正会員である不動産鑑定業者に従たる事務所が存する場合には、1つの従たる事務所につき、毎月の通常会費に、3千400円を加算するものとする。

（正会員・不動産鑑定士の通常会費）

第4条 正会員である不動産鑑定士の毎月当たりの通常会費は、4千200円とする。

ただし、不動産鑑定士補の毎月当たりの通常会費は、3千円とする。

2 不動産鑑定業者の代表者を兼ねる不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）の通常会費は徴収しない。

（団体会員の通常会費）

第5条 団体会員の通常会費は、当面の間、これを徴収しないこととする。

（特別会員の通常会費）

第6条 特別会員の通常会費は毎月当たり4千200円とする。ただし、不動産鑑定業者の代表者を兼ねる特別会員の通常会費は徴収しない。

（賛助会員の通常会費）

第7条 個人の賛助会員の通常会費は、次のとおりとする。

(1) 不動産鑑定士試験合格者は、毎月当たりの通常会費を1千円とする。

(2) 本会の目的に賛同し事業を賛助する個人会員は、毎月当たりの通常会費を7千600円とする。

2 法人の賛助会員の通常会費は、毎月当たりの通常会費を3万7千800円とする。

（会員区分等の移動）

第8条 会員が、入会金を異にする資格に該当するに至った場合又は会員の種別を変更する場合の入会金、会員の種別変更の場合及び通常会費を異にする資格に該当するに至った場合の通常会費並びに通常会費の納入方法等については、理事会の定めるところによる。

(受取会費の取扱い)

第9条 受取会費（入会金及び通常会費）の公益目的事業会計及び法人会計への配分比率は、公益目的事業会計 3.5、法人会計 6.5 の配分比率とするものとする。

#### 附 則

本規則は、本会が公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会として設立登記を行った後の平成 24 年 4 月分通常会費より、これを適用する。

ただし、第9条は、公益社団法人への登記があった日の年度からこれを適用するものとする。